# 「秋月藩成立 400 年記念事業」ロゴマーク、キャラクターの使用規定

第１　目　　的

秋月藩が 1623 年に成立して 2023 年に 400 年の節目の年を迎える。朝倉市では、秋月のみならず、朝倉市全体で朝倉市の魅力と活力を市内外に伝えていく、契機としている。

そこで、ロゴマーク、キャラクターのデザインを秋月藩成立 400 年記念事業のＰＲ活動の一環で活用を広めていく。

第２　使用手続き

① ロゴマーク、キャラクターを印刷物や物産販売等、営利・非営利を問わず使用する場合は、別紙１により朝倉市長に承認申請を行わなければならない。

② 朝倉市長は、承認申請が提出されたときには、承認基準に照らし、承認・不承認の決定をし、速やかに別紙２により申請者に通知する。

第３　承認基準

① 営利・非営利を問わず、真に朝倉市の観光並びに物産振興に寄与するものであること。

② 法人事業所のロゴ、個人事業所のロゴとして使用することはできない。

③ 商標登録、意匠登録等第三者に対する対抗措置をとらないこと。

④ 見本を一部提出すること。

⑤ 無断で変更を加えたものでないこと。

⑥ 風俗営業あるいは宗教的要素のないものであること。

⑦ その他、特に市長が認めるもの。

第４　承認、使用の取り消し

承認後、承認基準に違反した場合、朝倉市長は承認を取り消し、使用の中止を命じる。

第５　規定の適用

この規定は、令和５年４月１日から適用する。